

令和 8 年 宜野湾市教育委員会第 7 回(定例会)会議録

教育長 伊波 保勝

教育委員 大川 実

開催日時：令和 8 年 4 月 22 日（水） 午前 10：00 閉会 午後 10：33

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：伊波保勝教育長、大川実教育長職務代理者、
玉城健蔵委員、下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞満、教育部次長 津島美智子

（教育総務課）教育総務係担当主査 中村弥生、教育総務係主任主事 宇良千明

【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 平田駒子

（学校給食センター）学校給食センター所長 川満勤子、給食会計係長 古屋有希

議事日程

教育長諸般の報告

議案第 25 号 宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について

議案第 26 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の全部を改正する告示について

○伊波保勝 教育長 おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 7 回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は 4 名で、定足数を達しております。

本日審議します案件は、議案が 2 件となっております。

本日の会議録署名委員は、大川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いします。

○大川 実 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 続きまして、2月16日開催の第2回定例教育委員会及び2月24日開催の第3回臨時教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は玉城教育委員、大川教育委員となっております。会議録につきましては、既に配付してございますので、字句の訂正等を除き、承認をしていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○玉城健蔵 委員 はい。

○大川 実 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

なお、前回までの会議録につきましては、準備中のため、次回以降ご承認をいただきたいと思います。

(教育長諸般の報告)

○伊波保勝 教育長 それでは、まず、最初に教育長の諸般の報告を行います。

緑色の資料をご準備いただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページになります。

令和8年3月31日から本日までの報告となります。

まず3月31日、「令和7年度退職者辞令交付式」を行っております。定年、早期勸奨を含めて10名の皆様が退職されるということであります。定年を含めて混在している状況となっておりますが、2年で1歳、定年が延びまして、令和13年からは全員が65歳定年というところで、今、段階的に進めているところです。

続いて、4月1日、「人事異動辞令交付式」がございました。

同日、公私連携ととのこ普天間第二こども園の令和8年度開園と入園式に参加しております。

4月2日木曜日になります。「令和8年度宜野湾市転入職員等研修会」、主に教職員の研修会となり、市長も参加をされ、激励の挨拶を行っております。

同日、(仮称)普天間交流拠点施設新築工事の安全祈願祭へ参加しております。普天間小学校の隣で国道の空いたスペースに平和記念像原型アトリエ跡地の新築工事を行っております。

続いて、4月3日金曜日になります。宜野湾小学校交通安全ボランティア、さわやか会役員による宮城茂雄会長、元教育長ですけれども、さわやか会結成20周年の記念冊子ができたということで、贈呈に見えておりました。私も同席をさせていただいております。

同日、「春の交通安全運動宜野湾地区出発式」が、中央公民館でございまして、新1年生のランドセルカバーの贈呈を行っております。

4月6日月曜日、宜野湾署の新署長、新里署長による市長表敬がございまして、私も同席をしております。署長によりますと、薬物の低年齢化がとても危惧されるということで、エトミデートなど、そういったものが中国、韓国辺りから沖縄を経由して日本本土に流れているというような報告もございました。

4月8日から9日にかけて、市内小中学校の入学式がございました。委員の皆様、教育委員会告辞挨拶ありがとうございました。

4月10日、「はごろもねたてこども園入園・進級式」へ参加をしております。公立のこども園としては最初の開園というところでございます。

同日、岩国市との懇親会がございました。翌日11日、土曜日の琉球海炎祭の開催に向けて、観光部門での岩国市との交流ということで、民間の方も、岩国のほうでも花火大会があるということもございまして、視察を含めて本市にお越しいただいております。

4月14日、嘉数小学校、玉城校長先生から社会科副読本、小学校3年生、4年生の完成報告がございました。

同日、市校長会、令和8年度第1回目の校長会がございました。

少し飛ばしまして、4月18日、「令和8年度女性連合会第74回定期総会」がございまして、挨拶を申し上げます。

4月21日、琉球大学教職大学院による訪問を受けておりまして、大学院の令和7年度の取組状況と、今後の連携についての協力がございました。

本日、第7回定例教育委員会となっております。本日午後に、部活動の地域移行を担っている業者スポーツデータバンクが来訪予定でございまして、意見交換を行う予定です。

また、本日、青少年健全育成協議会定期総会がございまして。教育部長が代理で対応していただく予定となっております。

以上が教育長諸般の報告となります。

ご質疑ございますか。よろしいですか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑もないようですので、進めてまいりたいと思います。

(議案第25号)

○伊波保勝 教育長 まず日程1「議案第25号 宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

それでは、本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 では、議案第25号についてご説明申し上げます。

水色の議案書 1 ページのご準備をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第 25 号 宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金交付要綱を活用し、宜野湾市立小学校における学校給食に係る食材費に対し助成を行うことで、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に補助金を交付するため、要項を制定する必要があるためでございます。また、この制定により、宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱は廃止としております。

では、ページをめくっていただきまして、2 ページをお願いいたします。

制定要綱の内容であります。

新設制定の要綱においては、15 の条文で構成されております。第 1 条で趣旨、第 2 条で定義、第 3 条で補助の交付対象者、第 4 条で補助事業、第 5 条で補助対象経費及び補助金の額、第 6 条で補助対象期間、第 7 条で補助金の交付申請、第 8 条で補助金の交付決定、第 9 条で委任、第 10 条で実績報告書の提出、第 11 条で補助金額の確定、第 12 条で補助金の交付、第 13 条で補助金の請求、第 14 条で字句の読替え等、第 15 条でその他を定めております。

5 ページから 11 ページについては、各条文で規定した様式がございます。

内容についてご説明申し上げます。

国の制度により、令和 8 年度から学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援事業の実施が予定されております。具体的には、県から各市町村に対し、学校給食費の材料費への支援に充てるものであり、ピンク色の議案資料の 7 ページ、沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金実施要綱の第 3 の 2 で定める学校給食費の基準額、児童 1 人当たり月額 5,200 円を補助する事業となっております。

戻っていただきまして、この水色の議案書、本要綱は、県のこの事業実施に伴い、本市における事業の実施に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものでございます。

これまで本市では、平成 25 年度から市立小学校の学校給食費半額助成事業を継続して実施しているほか、令和 5 年度の 1 年間は市立小中学校の学校給食費全額助成事業を実施し、令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月までは、学校給食食材支援事業として、1 食当たり 29 円の補助を実施していましたが、今回はこの給食の基準額 5,200 円を補助することになっております。

また、先ほどもご説明しました、本要綱の制定により、保護者の学校給食費に係る負担軽減を図ることとなるため、宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱は廃止としております。

物価高騰により、学校給食に係る食材費の値上げが懸念される中、今後も県と調整を行いながら事業実施に確実に取り組み、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

当日配布しております議案第 25 号に関する資料をご覧ください。概要ということで、趣旨や新旧対象、廃止するものとの比較、それから変更点等の制度の内容等を示しております。後ほどご確認ください。

水色議案書の 4 ページに戻っていただき、附則の規定であります。

附則、第 1 項、施行期日、この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。第 2 項、宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の廃止。宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱は、廃止とする。

以上が制定要綱の説明となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員。

○大川 実 委員 確認ですけれども、宜野湾市立小学校の給食費に対するものでよろしいですね、私立は含まれていないと。

○新川健次 指導部長 そうですね、私立のほうは含まれておりません。

○大川 実 委員 分かりました。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 保護者の負担というのは大体どれぐらいになるのか。

○新川健次 指導部長 現在、給食費は小学校が 5,400 円となっております。今回の補助金は 5,200 円ということで、200 円は次の議案第 26 号で補助をするということで、小学校において保護者負担額は 0 円ということでなっております。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 もう一度確認ですが、本市にいる児童であっても、市立の小学校に通っていないければ補助の対象にはならないということでもいいんですよね。

○新川健次 指導部長 そうですね、今回の市立小学校の給食に係る要綱につきましては、公立の小学校に通っている小学生が対象となっております。私立のほうは、昨年度から行っております半額助成のほうを引き続き実施する予定となっております。私立の半額助成ですが、給食費は学校によって異なりますので、市の 5,400 円の半額、2,700 円を上限として補助する予定となっております。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。進めてよろしいですか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議がありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 1、議案第 25 号を終了いたします。

(議案第 26 号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程 2「議案第 26 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の全部を改正する告示について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、議案第 26 号についてご説明申し上げます。

水色の議案書の 12 ページをお開きいただきますようお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第 26 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の全部を改正する告示について。

宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の全部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金の活用に伴い、補助金の額を改正する必要があるためでございます。

右側のページ、13 ページをお願いいたします。

改正要綱の内容でございます。

本要綱の改正については、宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金、先ほど議案第 25 号にて審議いただきました補助金の活用に伴い、第 1 条の趣旨、第 3 条の補助金の額の改正となって

おります。また、新たに第7条並びに第8条において、電子情報処理組織による申請及び通知等を追加したことで、改正前の条文より2条多い15条で構成されております。

その他、第4条の第3項、第4項に、補助金の申請受付期日を定めるなど、運用の手続等に関する改正となっております。

17 ページから 27 ページにおいては、各条文で規定した様式がございます。

次に、内容についてご説明申し上げます。

本市はこれまで、本要綱の規定において、学校給食費の増額改定により実質負担増相当分を助成しておりました。内容としましては、令和7年に学校給食費は4,300円から5,400円に1,100円値上げをしたところです。これを半額ずつ助成しておりましたが、残り550円分を、物価高騰対策助成金を使って助成を行っていました。小学校の保護者の負担軽減を図っていましたが、今回、先ほど承認いただきました宜野湾市立小学校給食費負担軽減補助金の制定に伴い、主に本要綱の趣旨及び補助金の額等の改正を行います。

具体的に申し上げますと、先ほどの議案第25号でご説明させていただきましたとおり、国の制度により、令和8年度から学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援事業を実施することとなっております。本市においても沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金を活用し、学校給食に係る食材費に対して1人当たり月額5,200円の助成を行うことで、保護者の負担軽減を図り、さらに、先ほど玉城委員からもありました差額の200円、負担軽減後の学校給食費200円についても補助金を交付するための改正となっております。

議案書16ページに戻っていただき、附則の規定でございます。

附則第1項、施行期日、この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。第2項、経過措置、この要綱の施行の際、宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱に基づいて印刷された様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

以上が全部改正要綱の説明となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手でもってお願いいたします。

質疑ございませんか。進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の全部を改正する告示についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 2、議案第 26 号を終了いたします。

以上をもちまして、令和 8 年第 7 回教育委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。